

山武市入札公告

条件付き一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告する。

令和5年4月28日

山武市長 松下 浩 明 

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件名称 成東文化会館事務室用複合機賃貸借「単価契約」（長期継続契約）
- (2) 納品の場所 山武市殿台290番地1 成東文化会館のぎくプラザ
- (3) 賃貸借期間 令和5年7月1日から令和10年6月30日まで（60ヶ月）
- (4) 品名及び数量 カラー複合機 1台
使用カウント料
モノクロ 1ヶ月あたり3,400枚
カラー 1ヶ月あたり1,300枚
- (5) 予定価格 複合機賃貸借料 月額12,500円（消費税及び地方消費税を含まない。）
使用カウント料
モノクロ 1枚あたり3.95円（消費税及び地方消費税を含まない。）
カラー 1枚あたり13.55円（消費税及び地方消費税を含まない。）

2 入札方式

条件付き一般競争入札（電子入札）

3 入札参加者の資格要件

- (1) 名簿の登載部門 物品
- (2) 営業種目等 大分類：リース 中分類：事務機器・視聴覚機器
- (3) 地域要件 市内、準市内、山武郡市内、県内

4 申請書の提出等

- (1) 申請期間 令和5年4月28日（金）午前9時から令和5年5月12日（金）午後4時まで
- (2) 提出する書類 条件付き一般競争入札に係る応募調書（物品・委託用）
- (3) 事前確認の結果通知期限 令和5年5月17日（水）午後5時まで

5 設計図書の縦覧等

- (1) 縦覧場所 ちば電子調達システム内入札情報サービス（物品・委託）に掲載する。
- (2) 質問方法 質問がある場合は、山武市ホームページに掲載する質問書に質問内容を記載し、令和5年5月11日（木）午後4時までに、財政課へ電子メールにより提出すること。

なお、件名は「【入札・質問書】調達案件名称」とし、提出した者は、必ず到着確認の電話をすること。

- (3) 回答方法 質問書の提出があった場合は、令和5年5月17日（水）までに、質問回答書をちば電子調達システム内入札情報サービス（物品・委託）に掲載する。

6 入札

- (1) 入札期間 令和5年5月18日（木）午前9時から令和5年5月22日（月）午後4時まで
(2) 入札時の入札金額内訳書の提出 必要（別紙様式）
(3) その他
ア 電子入札システムに入力する金額は、入札金額内訳書の入札金額(A)とする。
イ 複合機賃貸借料及び使用カウント料それぞれに予定価格が設定されていることから、いずれか1つでも予定価格を超えている場合は、当該入札は無効となるので、留意すること。
ウ 電子入札システムに入力する金額は、月額（税抜き）とする。
エ 電子入札システムに入力した金額と入札金額内訳書に記載した金額が一致しない場合は、当該入札は無効となるので、留意すること

7 開札の日時及び場所等

- (1) 開札日時 令和5年5月23日（火）午後1時15分から
(2) 開札場所 山武市役所 第8会議室
(3) 開札の立会い 入札参加者は、開札に立ち会うことができる。代理人をして立ち合わせようとするときは、立会委任状を持参させなければならない。

8 落札候補者が提出する書類

落札候補者は、電子入札システムから発行される事後審査資料提出依頼通知書に記載された期日までに、次の書類を提出しなければならない。

- ア 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書
イ 使用印鑑届兼委任状の写し（年間委任している場合）
ウ 関連業者調書（関連業者がある場合）

9 代金の支払方法

複合機賃貸借料（精算払（月ごと））、使用カウント料（通常払（月ごと））

10 その他

この公告に定めるもののほか、入札に関する共通事項については、「条件付き一般競争入札（電子入札）の実施に係る共通事項について」（令和5年4月6日公告）によるので、入札参加者は熟読すること。

11 問い合わせ先

山武市 総務部 財政課 契約検査係

（電話：0475-80-1122、E-mail：zaisei@city.sammu.lg.jp）

別紙様式

入札金額内訳書

件名	成東文化会館事務室用複合機賃貸借「単価契約」(長期継続契約)		
商号又は名称			
作成日	令和 年 月 日		
入札金額	円(税抜)(A)		
(内訳)	※いずれも消費税抜き		
項目	単価	発注見込数量	計
複合機賃貸借料	円	1ヶ月	円
使用カウント料 (モノクロ)	円	3,400枚	円
使用カウント料 (カラー)	円	1,300枚	円
入札金額(合計)			円(A)

(注意事項)

- ・電子入札システムに入力する金額は、入札金額内訳書の入札金額(A)とする。
- ・複合機賃貸借料及び使用カウント料それぞれに予定価格が設定されていることから、いずれか1つでも予定価格を超えている場合は、当該入札は無効となるので、留意すること
- ・電子入札システムに入力する金額は、月額(税抜き)とする。
- ・電子入札システムに入力した金額と入札金額内訳書に記載した金額が一致しない場合は、当該入札は無効となるので、留意すること